

令和 4 年 2 月 1 日

広島市西区草津港一丁目 9 番 39 号

株式会社大崎水産

代表取締役社長 大崎 桂介



一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を、下記のとおり策定します。

記

1. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

2. 当社の課題

- ・ 女性の正規従業員が高年齢層に偏っており、その定年退職により人員の不足が生じる恐れのあること
- ・ また、このため従業員全体の所定外労働時間が増加してしまう恐れのあること
- ・ 加えて、とくに子育て世代の従業員に対し、仕事と家庭生活との両立のための時間を十分に与えられない恐れのあること

3. 目 標

①女性の正規従業員 1 名以上の採用（女性活躍推進法による）

<取組内容と実施時期>

令和 4 年 4 月～ 求人方法・内容の検討及び決定

令和 4 年 6 月～ 求人の開始、採用選考、結果の分析

②ノー残業デーの実施（次世代育成支援対策推進法による）

<取組内容と実施時期>

令和 4 年 4 月～ ノー残業デーの実施時期の検討及び決定

令和 4 年 6 月～ ノー残業デーの実施、結果の分析

以上